

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの。

2 実施期日等

(1) 東部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成22年8月10日(火)	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市(平成16年10月31日における鳥取市、岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。)又は岩美郡岩美町に住所を有する者
平成22年8月17日(火)	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町郡家公民館大集会室	鳥取市(平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。)又は八頭郡に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成22年8月3日(火)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成22年8月19日(木)	午前9時から 午後1時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者
平成22年8月24日(火)	午前9時から 午後1時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第13会議室他	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル

ルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書。

(3) 80円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成22年6月21日(月)から各総合事務所ごとに次に掲げる期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 東部総合事務所管内 平成22年8月6日(金)

ただし、東部総合事務所での開催に係るものにあつては、平成22年7月30日(金)

(2) 中部総合事務所管内 平成22年7月23日(金)

(3) 西部総合事務所管内 平成22年8月13日(金)

ただし、日野総合事務所での開催に係るものにあつては、平成22年8月9日(月)

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320